

## 令和5年度 第1回土佐清水市地域公共交通協議会総会 会議録

日 時：令和5年6月21日（水） 15時00分～16時00分

場 所：土佐清水市役所2階 第1会議室

出席者：別紙のとおり

事務局：企画財政課長補佐 高橋良美、政策企画係長 畠中陽史、政策企画係主事 尾崎智彩

### -----会議概要（要約）-----

#### 【総会の成立】

「土佐清水市地域公共交通協議会規約第12条第2項」の規定により、委員の2/3以上の出席が必要。委員の数は16名、その2/3は11名。本日の出席委員数は16名であり、総会が成立していることを報告します。

#### 【報告事項】

#### 1. 「令和4年度土佐清水市地域公共交通協議会事業実績報告ならびに決算」について

（説明概要）

(1) 総会開催状況については令和4年6月27日に第一回を開催し、令和5年1月15日、同年2月15日に書面開催として、計3回させていただきました。例年の事業評価、計画承認以外では、デマンド交通「おでかけ号」のエリア拡大の協議を行いました。

(2) 高齢者運転免許証返納支援事業については、令和4年度の新規登録者数は72人で、508名の方に対しチケットを配布いたしました。利用人数実績は、令和3年度比 116.3%の延べ1,845人、助成金額は108.5%の1,380,100円となっております。

令和3年度より、家族もバス・タクシーチケットを利用できるようになり、利用が増えています。

(3) 公共交通利用促進事業については、

- ①毎月20日のノーカーデーの取組みとして、市役所職員に対し通勤にバスを利用するよう呼び掛けました。
- ②バス・タクシーチケットの交付申請時及び、デマンド交通「おでかけ号」の利用者を対象としたアンケート調査を実施しました。
- ③松崎、竜串、小方と市内3か所で、デマンドバス等の公共交通乗り方教室を実施し利用促進を図るとともに、利用希望者へ詳しい説明を行いました。
- ④利便性向上の取組みとして、移動手段の確保に困まっている市民の要望を基に、デマンド交通『おでかけ号』の乗降車エリアの拡大に向けた取組みを行いました。令和4年4月より、下川口方面においては、養老・松崎地区での降車が可能となり、また、下ノ加江方面においては、小方・船場地区での利用が可能となり運行が始まっています。

(4) 事業決算について報告。

⇒質疑・意見交換 『特になし』

#### 【報告事項】

### 2. デマンド交通の利用状況及び実施状況について

(説明概要)

4 ページの下ノ加江方面については、平均乗車人数は表のとおりとなっており、年間利用者数は、令和元年度 1,019 人、令和 2 年度 970 人、令和 3 年度 816 人令和 4 年度 952 人と、令和 4 年度は、学生の利用により、利用者数が増加しています。

次に 5 ページの三崎循環便についてです。平均乗車人数は表のとおりとなっており、年間利用者数は、令和元年度 697 人、令和 2 年度 791 人、令和 3 年度 801 人、令和 4 年度 923 人となっており、年々増加している状況です。

次に 6 ページの下川口方面についてご説明いたします。平均乗車人数は表のとおりとなっており、年間利用者数は、令和元年度 2,058 人、令和 2 年度 2,128 人、令和 3 年度 2,662 人、令和 4 年度 2,891 人と、こちらも、順調に利用者数が伸びております。

まとめとして、両交通事業者が、柔軟かつ臨機応変な対応をいただいていることで、利用者数が増えております。

次に 7 ページの交通空白地有償運送についてです。交通空白地有償運送については、令和 4 年度は実施主体が土佐清水市で、予約受付、運行管理については、NPO 法人 Makana へ委託を行って実施しました。

利用状況については、令和 3 年度 151 人でありましたが、令和 4 年度は 59 人となっています。年々対象地域の利用者減少（長期入院等）により、利用者が減少しています。現在の定期的な利用者は、横道で 1 人となっています。

また、令和 5 年 4 月より、予約受付につきましても、市が直営で実施しております。

現在、運転手不足が深刻化している状況で、今後の運用形態についても検討していく必要な状況になっています。

⇒質疑・意見交換 『特になし』

#### 【報告事項】

### 3. 令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

(説明概要)

国が実施する「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受ける際には、地域内フィーダー系統確保維持計画を策定することとされており、本市のデマンド交通「おでかけ号」についての令和 4 年度の計画は、平成 3 年 10 月から令和 4 年 9 月までの計画で、令和 3 年 6 月の総会にて承認をいただき運輸局に申請を行っております。令和 4 年度の地域内フィーダー系統確保維持計画についての事業評価は、資料の 8 ページから 13 ページとなります。事業評価については令和 5 年 1 月の第 2 回総会で書面にて承認をいただき、運輸局に提出後、地域内フィー

ダー系統確保維持費国庫補助金が交付決定となりました。2次評価結果と各地区の実績と国庫補助金額は資料14ページから15ページのとおりとなっております。

12ページに戻っていただき、一次評価について説明をいたします。令和4年度事業については、事業目標を下ノ加江地区 54便/月、三崎地区 50便/月、下川口地区 101便/月の利用としておりました。目標・効果の達成状況は、資料の右から縦2番に記載しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた便もありますが、柔軟な予約受付・対応により3地区ともに、利用者数は目標を上回り、目標が達成できました。

次に、14ページをお願いします。先程の12ページが協議会による事業評価となり、それを受けての四国運輸局による2次評価結果となります。資料右から2列目、評価結果についてですが、地域住民ニーズの把握に努め、それを反映する取組の継続を期待するとともに、新規利用者の獲得のためである利用促進策に加え、中村駅から主要拠点までの移動利便性に関する検討、また、交通計画へ地域旅客運送サービス全体の収支率などの定量的な目標設定を求められています。定量的な目標設定については、令和6年度作成の地域公共交通計画で設定することを予定しております。

15ページをお願いします。こちらが令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の補助金実績です。

別紙3をご参照ください。令和3年度と令和4年度のデマンド交通経費等の実績の資料となります。

上段が、足摺交通様で運行している下ノ加江地区の実績です。

下段が、龍串観光様で運行している三崎循環と下川口地区の実績となります。

⇒質疑・意見交換 『特になし』

#### 【承認事項】

#### 4. 令和6年度土佐清水市地域内フィーダー系統確保維持計画について

(説明概要)

「地域内フィーダー系統確保維持計画」については資料の16ページから23ページとなっております。こちらが四国運輸局に提出する書類となっております。

まず16ページの1をご覧ください。事業の目的については、交通空白地域の解消や、買い物・通院等の移動手段の維持・確保することを目的としています。

事業の必要性については、高齢者や子どもや学生など、移動手段を持たない交通弱者にとって移動手段の確保は必要不可欠であること。また、急速に高齢化が進む中山間地域のニーズに対応するため、自宅付近での乗降が可能となるデマンド交通を引き続き運行し、持続可能な公共交通システムを構築する必要があります。

次に16ページの2をご覧ください。こちらが、令和6年度の定量的な目標・効果となっております。事業の目標については、令和3年から令和5年度の実績見込みなどから算出し、年の運行回数を、下ノ加江地区が686回、三崎地区が634回、下川口地区が1,273回の利用を目標としています。また、利用者数についても、同じく令和3年から令和5年度の実績見込みなどから算出し、月の利用者数を下ノ加江地区が87人、三崎地区が79人、下川口地区が97人

の利用を目標としています。

この事業目標の別紙4～6にございますので、ご覧ください。

別紙4が下ノ加江地区の運行回数についてです。令和3年度が年543回、令和4年度が年659回、令和5年度の実績見込みが年712回となっておりますが、今後の見通しとしては、学生の利用減が見込まれていることから、利用の回復や乗り方教室などの利用促進策を講じることで利用者確保には努めるものの、令和5年度の計画運行回数は下回ると686回設定いたしました。

次に別紙5をお願いします。三崎地区の運行回数については、令和3年度が年565回、令和4年度が年600回、令和5年度の実績見込みが年633回と、運行回数、乗車人数共に増加しており、令和6年度についても、前年度を上回ると想定し、令和6年度の計画運行回数の目標を年634回と設定いたしました。

次に、別紙6をお願いします。下川口地区の運行回数については、令和3年度が年1212回、令和4年度が年1221回、令和5年度の実績見込みが年1,221回と、運行回数、乗車人数共に増加しており、令和6年度についても、前年度を上回ると想定し、令和6年度の計画運行回数の目標を年1,273回と設定いたしました。

17ページをお願いします。先程の目標を達成するために行う事業として、網形成計画の具体的な施策としても設定している乗り方教室の実施や周知の事業を行うとともに、利用環境の改善、地域住民ニーズを反映したダイヤの運行に努めます。

その下、4以降7までの運行の概要、運行予定者・地域の概要等の変更はありません。8は、協議会の開催状況と主な議論となっております。

20ページをお願いします。運行計画概要書についてですが、下ノ加江地区便において、令和5年10月以降、横道を経路に追加したく、系統<sup>キロ</sup>を7.4km延長し33.9kmへ変更になっていますが、その他の概要、運行事業所や運行回数について変更はありません。

この下ノ加江地区の運行ルートに一部変更につきましては、別紙7のデマンドバス運行ルート変更（案）をご参照願います。

現在、交通空白地有償運送について、横道から市街地の運送が、現状利用者はいるものの、運転者の確保が非常に困難な状況になってきているため、デマンドバス（下ノ加江地区）の運行ルートに横道地区を加えたルートを延長（追加）するものです。

現在（横道の方）の利用状況から勘案し、週に1回（木曜日）の102便及び104便に、横道地区をルートに加えることとします。

運行開始予定は令和5年10月からを予定しますが、本ルート変更については、今後、足摺交通と協議を行い、詳細を決定していきます。

21ページ本計画における地域区分地図であり、横道を追加しています。

22ページの表1についても、系統キロ程を変更したほかは、変更はありません。

⇒質疑・意見交換 『特になし』 承認

## 【報告事項】

### 5. 土佐清水市地域公共交通網形成計画の実施状況について

(説明概要)

「土佐清水市地域公共交通網形成計画」の取り組み実施状況について報告いたします。本市の網形成計画では3つの基本方針を掲げ、その実現のために目標を設置しております。

まずは1つ目の基本方針「使いやすい公共交通網の構築」では目標1-①『既存交通網の利便性向上』の取り組みのひとつといたしまして、移動手段の確保に困窮する人を生み出さない取組として、停留所の快適性の向上を目的に、東谷バス停待合所の改修を行い、屋根や手摺を設置するとともに、バリアフリー対策を行いました。

2つ目の基本方針「持続する公共交通網の構築」では、目標2-③『利用促進の取り組み』として、市民との定期的な対話による利用促進として市内3箇所の高齢者いきいきサロンで意見交換及び利用促進を行いました。現在も、デマンド交通「おでかけ号」を利用している方からは、「通院・買い物等で利用しており、とても助かっている」、「使ったことはないが、利用したい」という声があり、時刻表を使って利用案内を行いました。また、要望のなかでは利用便を増やしてほしいなどもあり、今後も継続して意見交換を行い、市民ニーズの把握に努めます。

また、次のページをお願いします。

市の広報誌へも利用促進のための案内を掲載しました。

3つ目の基本方針、地域全体で育む公共交通網の構築では、目標3-①『来訪者にも使いやすい環境整備』として市のホームページや広報誌での情報発信を行いました。デマンド交通「おでかけ号」の県外利用者や、市外からの利用問い合わせもありました。

⇒質疑・意見交換 『特になし』

## 【承認事項】

### 6. 廃止路線代替バス（足摺～窪津～清水パル）バス運行ルートの変更について

(説明概要)

別紙8 廃止路線代替バス（足摺～窪津～清水パル）バス運行ルートの変更（案）をご参照ください。

廃止路線代替バス（足摺～窪津～清水パル）について、従前より第2便（足摺岬7:05発）の清水パルへの到着時刻が8:56となっており、少しでも到着時間を早めてほしいとの要望があったこともあり、変更（案）の通り、ルート変更すると、「四国電気保安協会清水事業所前」が停車しなくなることから、現状の利用者状況の調査を実施しました。

調査の結果、概ね影響が無いと判断しました。現状、1名が週に1回程度利用しており、その利用者とも話をして承諾を得ています。

なお、本ルート変更については、今後西南交通と協議を行い、詳細を決定していきます。

⇒質疑・意見交換 承認

(亀川委員代理)

デマンド交通のルート変更では、運行開始予定を示されていたが、本議題のルート変更の開始時期はいつ頃を想定されているのか教えてほしい。

また、運行ルートそのものには問題はないと思うが、利用状況の関係や、運行距離数の変更等、ルート変更にあたって諸課題が生じてくる可能性がありますので、協議をお願いします。西南交通としても、社内で出せる資料や情報提供をしていきます。

(事務局)

小学校等への関係もあることから、できる限り早くルート変更ができればと考えていますが、運行ルートの変更には、許可申請等も必要であるとお聞きしていますので、遅くとも来年4月からの運用開始ができればと考えています。

ルート変更に伴う、諸課題は当然あろうかと存じますので、詳細について、今後ご協議させていただきたいと考えています。

(亀川委員代理)

今後の協議により、今回提起されたルートの変更等があった場合は、再度協議会を開催するのか。

(事務局)

本協議会では、今回のルート変更について、ルートを変更する旨で進めていくことのご承認をいただきたいと考えている。

今回提起させていただいたルートからの変更や、その他承認を得る必要がある事項が生じた場合は、協議会を開催させていただきたい。

## 7. 土佐清水市地域公共交通計画の策定について

現時点でお示しできる資料はございませんが、現在の土佐清水市地域公共交通網形成計画の計画期間が令和6年3月迄となっていますので、令和6年4月以降の計画として、土佐清水市地域公共交通計画として、策定を予定しています。

次回、第2回の会にて、素案をお示しできるようにいたしますので、ご議論のほどよろしくお願いたします。

## 8. その他

特に無し